

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【会社名】	富士電機株式会社
【英訳名】	FUJI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長CEO 北澤 通宏
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員専務 経営企画本部長 三吉 義忠
【本店の所在の場所】	川崎市川崎区田辺新田1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表者 代表取締役会長CEO 北澤 通宏及び最高財務責任者 執行役員専務 経営企画本部長 三吉 義忠は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社64社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社4社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは、製品の開発、生産、販売、サービスの提供などの事業活動を行っていることから、事業活動の規模を表す指標として、売上高が適切であると判断し、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）が当連結会計年度の連結売上高のおおむね2/3を占める事業拠点を「重要な事業拠点」としております。また、製造活動の規模及び事業活動から生じた成果を追加的な選定指標として用いております。さらに、当社グループの事業運営上特に重要性が高いと考えられる連結子会社については、これらの指標によらず重要な事業拠点到追加しております。併せて、長期間にわたり評価範囲外としてきた事業拠点や業務プロセスについては、開示すべき重要な不備の有無及び金額的重要性を考慮して評価範囲に含めることの必要性を検討しました。

その結果、2024年度においては重要な事業拠点として6事業拠点を選定しております。選定した重要な事業拠点においては、その事業形態から、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点到にかかわらず、それ以外の事業拠点到も含めた範囲について、売上拡大に向けた生産能力増強投資及び新製品開発を加速する試験設備など、設備投資の重要性を考慮し、6事業拠点の固定資産管理プロセスを個別に業務プロセス評価対象に追加しています。また、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、3事業拠点の税金費用及び退職給付債務算定プロセス、引当金管理プロセスを個別に業務プロセス評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。